

会議名称		平成28年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		平成28年7月25日(月) 14時00分から16時05分まで
場所		杉並区役所 第3・4委員会室(中棟5階)
出席者	委員	茶谷会長、井上委員、大澤委員、小林(陽一)委員、斎藤委員、柴田委員、三田委員、山崎委員、横山委員、吉田委員、井原委員、上野委員、川野委員、富田委員、中村委員、松浦委員、佐藤委員、新保委員、長谷川委員、渡邊委員
	実施機関	末木国保年金課長、阿部保健予防課長、深井保健サービス課長、河合子ども家庭支援担当課長、源高井戸・和泉保健センター担当課長、青木介護保険課長、清水高齢者在宅支援課長、小峰区民課長、
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会 [制度概要・関係例規]</li> <li>・資料2 平成28年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>・資料3 平成28年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項</li> </ul>
	当日	・会議次第
【会議内容】		
1 平成28年度第1回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第8号	平成27年度 杉並区情報公開制度実施状況報告について	報告了承
報告第9号	平成27年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告について	報告了承
報告第10号	平成27年度 中央電子計算組織処理状況報告について	報告了承
報告第11号	平成27年度 小型電子計算組織利用報告について	報告了承
諮問第6号	難病等患者支援システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第7号	母子保健システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第8号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第9号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第10号	コンビニ収納システム(後期高齢者医療)(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第11号	介護保険賦課・徴収に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第12号	介護保険賦課・徴収に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第13号	コンビニ収納システム(介護保険)(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定

諮問第 14 号	行方不明者・身元不明者に関する業務の外部提供について（追加）	決 定
諮問第 15 号	行方不明者・身元不明者に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
報告第 12 号	社会保障・税番号制度の導入に伴うシステムに記録する個人情報の項目の登録について（追加）	報告了承
一般報告	公民権停止手続の誤りによる選挙のお知らせ通知もれについて	報告了承

会長	<p>時間になりましたので、開催させていただきます。本日は御多用の中、当審議会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。ただいまより、平成28年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。初めに委員の変更について事務局から説明をお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>ただいま会長からお話がありましたとおり、委員の変更がありましたので紹介をさせていただきます。お名前をお呼びしますので、一言頂戴できればと存じます。</p>
委員	<p>各委員から自己紹介</p>
情報・法務担当部長	<p>なお、委嘱状につきましては既に席上に配布してありますので、御確認いただきたいと存じます。また、新しい委員名簿につきましても、席上にお配りしてありますので御確認いただければと存じます。</p> <p>新任の委員の皆様には御案内があります。資料1として、杉並区情報公開・個人情報保護審議会の制度概要・関係例規をお送りしておりますが、審議会終了後、事務局よりこの場をお借りして、当審議会の所掌事項の概要を説明いたします。新任の委員で時間の都合のつく方におかれましては、大変恐縮ですが、30分程度の説明にお時間を割いていただければと存じます。なお、本日時間の都合がつかない委員で、説明を希望される場合には、別途個別に対応しますので、事務局に御連絡いただきたいと存じます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。次に、本日都合により欠席される委員の方について、事務局からお知らせをお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日の会議につきまして、欠席される旨の連絡がありました委員は、石川委員お一人です。</p>
会長	<p>それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから報告・諮問案件の審議をしたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>なお、従来からの審議会の進め方について、ルールといえるようなものができております。新しい委員の方に御協力いただきたい点がありますので補足説明をします。お願いする事項は3つあります。</p> <p>1つは、議論の内容です。当審議会では、会の意向を明確にするために、質問と意見をはっきり分けております。質問するときは、御自分だけの理解ではなく、ほかの委員にもその問題点を共有していただけるように、明確に分かりやすく、広い視点からお願いします。なお、配られた資料及び説明員側の説明にとどまらず、事業の背景になる考え方、あるいは東京都、国の動向など、広い範囲でこの事業の本質を理解するために御質問いただいて結構です。意見については、区長から諮問された内容について、是か非かをこの審議会に問われておりますので、その視点から、諮問案件を承認とするか、不承認とするかの御意見を賜りたい。例えば、承認する場合には、こういう条件を付けてやってもらいたいというようなこと。それから、不承認の場合にはその理由を御説明ください。このように御意見を賜りまして、審議会条例に基づきまして多数決で、同数の場合は会長が決めるということになっております。それから、御注意いただきたいことがあります。「この事業は効果が</p>

	<p>ないからやめなさい。」あるいは、「この事業をやるために、こういうことを考えたほうがいいよ。」という意見を頂く場合があります。しかし、本審議会は、区が実施を予定している事業について、個人情報保護の観点から適正であるかについての意見を聞かれておりますので、個人情報保護に関係がない事業の是非についての御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。</p> <p>次に、進め方についてです。杉並区では、本会の会議録を非常に明確に取っていますので、どなたの発言なのかかわからないと、会議録作成の際に非常に混乱しますので、大変恐縮ですけれども挙手をさせていただいて、そして私から指名されましたら御発言を賜りたい。特に説明員側は仕事を知っているので、委員から質問されますと、すぐ、答えが出てくるケースが多いのですけれども、挙手をさせていただいて、指名されたら御発言いただくようお願いいたします。質問を大いにさせていただきまして、出尽くしたところで、質問を打ち切らせていただき、その後に御意見だけ頂戴することとします。御意見の段階になったときには、質問は恐縮ですけど御遠慮いただきたいと思います。</p> <p>最後に、会議録についてです。当審議会において、委員の皆様から御意見をいただいて、次のとおり取扱いを決めております。委員の皆様には、事前に会議の資料が郵送されます。その中に、前回の会議録案も入っています。この会議録案は、御確認がしやすいように、発言された方のお名前を付けてお配りしておりますが、審議会で確定した後、杉並区公式ホームページで公表をする会議録については、従来から委員のお名前を外すということでやっておりますので、その点はお含みいただきたい。整理しますと、チェックいただくときにはお名前が付いていて、公表のときにはお名前のところは省いて公開をするということです。</p> <p>以上、議論の内容と進め方、会議録についてはお含みいただき、審議を進めたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、既にお配りしてあります資料2「平成28年度第1回審議会会議録」ですが、事務局から修正等ありますか。</p>
<p>情報政策課長</p>	<p>修正箇所がございます。14ページを御覧ください。発言者欄の下から7行目の会長の御発言ですけれども、3か所に会長と書くべきところが漏れています。失礼いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>何かございますか。なければ確定をさせていただきます。</p> <p>それでは、報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
<p>情報・法務担当部長</p>	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
<p>会長</p>	<p>なお、諮問第16号、国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検の再実施については、評価書について、区民意見の募集を行った後、これまでの第三者点検と同様、当審議会の学識経験者で構成する部会において第三者点検を行い、その内容を次回、第3回の審議会にて部会からの報告を受け、答申することとします。また、部会長は、引き続き新保委員にお願いすることとし、部会の運営については部会長に一任したいと思います。皆様方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、そのようにさせてい</p>

	たきます。事務局から、補足することはありますか。
情報政策課長	今回の国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価は、全項目評価の再実施となります。再実施の理由としましては、平成 29 年 1 月から予定する窓口業務の委託の内容、及び平成 27 年 5 月の国民健康保険法の改正に伴う事務の変更内容について、評価書に反映する必要があるためです。なお、評価書案の区民意見募集につきましては、8 月 12 日から 9 月 11 日までの 30 日間となっています。
会長	では、事務局は部会長と調整して部会を開催していただくよう、よろしくお願ひします。 それでは、報告・諮問事項から審議に入りたいと思います。初めに、報告第 8 号から報告第 11 号について事務局から説明をお願いします。
報告第 8 号～第 11 号	
情報政策課長	報告第 8 号、報告第 9 号について説明する。
情報システム担当課長	報告第 10 号について説明する。
情報政策課長	報告第 11 号について説明する。
会長	先ほど、質問と御意見は別にとお願ひしましたが、報告につきましては、報告を了承するかどうかということで進めておりますので、質問と御意見、合わせて御発言いただけたらと思います。 いかがでしょうか。特にないようですね。それでは、今の報告につきましては、報告第 8 号から報告第 11 号まで報告を了承することにしたいと思ひます。ありがとうございました。 次に、諮問第 6 号、第 7 号について事務局から説明をお願いします。
諮問第 6 号・第 7 号	
情報政策課長	諮問第 6 号、諮問第 7 号について説明する。
委員	諮問第 6 号、24 ページの保健所保健予防課・保健サービス課の案件について質問します。今までは、各保健センターが紙媒体で管理していたということで、新規のシステムとなるわけですが、今まで紙媒体で管理していたデータについては、新しいシステムを立ち上げたときに、データ入力全部行ってしまうのですか。
保健予防課長	今のところ、まだ過去のものをごどこまで遡れるかということはありませんが、難病法施行後、経過措置の方々もいらっしゃいますので、直前のものからきちんと、この間の法制度の変化に伴ったものを記録できるように入力できればと考えております。
委員	全部一気にやるということではなくて、直近のものからと確認しました。もう 1 つ、このデータというか、システムはどこで管理されるのですか。外部のサーバーを借りる形になるのか、それとも区の庁舎又はどこかの保健センターで管理されるのでしょうか。また、それぞれ保健センターからもアクセスできるような形になるのですか。
保健予防課長	このシステムについては、現在この登録の患者さんは 6 つの医療費助成制度を合わせても 6,000 人弱程度ですので、エクセルのような簡易な汎用のも

	<p>のを使って、各保健センターと保健予防課が共有できるような形での運用を考えております。</p>
委員	<p>諮問第6号、7号は共通していると思いますが、セキュリティ対策の1番と3番に関連してお尋ねしたいことがあります。まず1番について、パスワードを使って使用権限がある担当職員がデータを操作することができると思いますが、操作する端末というのは、庁内のどのパソコンからもパスワードさえ分かればできるという形になっているのですか。それとも、何らかのネットワークを部署ごとに分けてあるとか、セパレートするような形になっているのですか。セパレートした場合は、例えばワークグループみたいな形で、ソフトウェア的にセパレートされているのか。それとも本当にケーブル自体が分かれていて、物理的にセパレートされたような庁内の仕組みになっているのかどうか。これはセキュリティの問題もあると思いますので、お答えにくいところがあるかもしれませんが、もしお答えいただけるのであれば、その辺の権限がどこまで行使できるか、コントロールはどのようにされているのかというところをお聞きします。</p>
保健予防課長	<p>難病等患者支援システムについて御説明します。現在、保健福祉部の健康担当部の中だけで、お互いある程度情報を、その課の設定によって共有できるような仕組みがあります。ですから、基本的には保健所の保健センターと保健予防課の中だけで共通に見られます。現在、既にそのような運用で、このデータベースではありませんが、情報共有をしながら運用しているものもありますので、そこをベースに運用することを想定しております。ですので、保健所以外の部署からのアクセスは原則としてはできない仕組みになっております。</p>
子ども家庭支援担当課長	<p>母子保健システムについては、今のお話と同様に、保健センターと子育て支援課の間だけで見えるようにネットワークを作って、新たに母子保健システムを構築するということになっております。ほかの部署などでは、このシステムを見ることはできないようになっております。</p>
会長	<p>それは庁内のLANとつながっているのですか、それとも独立したネットワークですか。</p>
子ども家庭支援担当課長	<p>新たに母子保健システム用で専用のパソコンを用意して、別に新たに線を引くということです。</p>
保健予防課長	<p>難病等患者支援システムは、既存の、今職員が運用しているシステムの中で運用しますが、現在、同じ担当部という制限された中でのアクセスができるようなものを活用する形で作りますので、新たなネットワークを設けるわけではないですが、他の部からアクセスできない仕組みになっております。</p>
会長	<p>今の説明は、庁内のLANとは別にネットワークを作ってやると理解すればよろしいのですか。</p>
保健予防課長	<p>難病等患者支援システムは庁内のLANですが、庁内のLANの中で、母子のほうは2つの担当部をまたがる形でのネットワークですので、新たなネットワークということだと思います。保健所の中だけの運用で、しかも指定されたパスワードの分かる職員だけが使用できるような仕組みで作ることを想</p>

	定しております
委員	例えば、建物が分かれている場合、同じ保健の部署であっても分かれています。遠隔地であった場合は、その中は専用回線でつながっているのか。それとも公衆のインターネット回線を使っているのか。それと、例えばある部署から本庁舎にアクセス、お互いに部署の中で連絡を取り合った。その LAN を使って保健福祉以外の、職員とか別のセクションへの情報を見るためにアクセスするような窓口を開いているのかどうか。言い換えると、どういうネットワークの開きができていているのかということをお尋ねしているわけです。
会長	情報システム担当の方で説明を頂いても結構です。すぐに回答ができないようなので、後ほど回答をしてもらいます。 次の御質問をどうぞお願いします。
委員	パスワードは時々変えていらっしゃるということですが、そのパスワードの管理は、特定のある人だけが知っているのか、それとも何人か決められた者が知っているのか。どうなさっているのですか。
保健予防課長	難病等患者支援システムはこれから作るものですので、管理についても、詳細はこれから更に厳しく条件を付けることになっていきますが、今想定しているのは、このシステム自体を管理している保健予防課でパスワードの管理を基本的にします。それから、各保健センターの難病担当と保健予防課内の担当者だけがこのパスワードを知ることができるという運用を考えております。
委員	セキュリティ対策の 3 番についてお尋ねします。外部記録媒体のデータの出力は上司の許可があればできるということですが、例えば、上司の許可がなくても、あったと思って勝手にやればできてしまうものなのですか。それとも、何らかの電子キーがあって、それを上司からもらわないとコピーできないのか、ハードウェア的なストッパーは掛かっているのですか。
情報政策課長	USB メモリ等の外部記録媒体への出力については、システム上、上司の承認がないとできない仕組みになっています。また、メールで外部に送信する際には、必ず上司にも CC・カーボンコピーで送らなければいけないという仕組みになっておりまして、必ず上司が目を通すということになっております。
委員	諮問第 6 号について質問させていただきます。今、御質問があったセキュリティ対策の 3 番ですが、これは外部記録媒体のデータの取得というのは、難病の医療等は厚生労働省や都から補助金というか、医療費の助成が行われているので、区として必ず定期的に報告する義務がありますが、そのときに媒体で報告されるのですか。
保健予防課長	難病等の医療費助成につきましては、医療費助成そのものは東京都が行っております。区はあくまでも申請等の受付窓口で、申請の書類を受けて、またその結果を都から報告を受けるという立場ですので、定期的に都や国に対して区から報告をするということはありません。
委員	区が窓口で受け付けた情報を、国や都はどうやって知るのですか。
保健予防課長	区の窓口で、患者様から書類を提出して頂きますので、その書類を直接、東京都に申達します。都の方で医療費助成の対象になるかどうかという審査を行い、結果については、都から区に紙媒体で提供されます。今回は、都か

	ら提供された紙媒体の情報を、区においてデータベース化したいという案件でございます。
委員	わかりました。ありがとうございました。
委員	これまでの質疑応答のやり取りを踏まえた上でお聞きします。諮問第6号に関しては、現在、5保健センターが、それぞれ紙媒体で管理しており、諮問第7号に関しては、保健センターと子育て支援課の6か所が、それぞれ紙媒体で管理しているものを、今回は一元管理といいますか、諮問第6号に関しては、保健予防課と保健サービス課の端末でアクセス可能とし、諮問第7号に関しては、子育て支援課と保健サービス課の各課でアクセス可能にするということですね。各保健センター等にそういった情報を提供する際は、一度エクセル等の他のソフトウェアに落として、それをUSBメモリ又はメールで送るとしていることを考えていると理解したのですが、それでよろしいですか。
保健予防課長	エクセルに落としたものを直接それぞれのセンターから見られますので、そこは共有の仕組みがあります。落としたものをわざわざ更にを送るということではありません。
委員	それぞれの保健センターが、そのシステムにそれぞれの端末から直接1つの別のソフトに落として、それを皆さんで共有するのではなく、そのシステムそのものに、今だと2つの端末しかアクセスできないわけですよね。そういう形ではなくて、各センターが直接システムにアクセスできるという形を取れなかった理由は何なのかということです。
情報政策課長	難病等患者支援システムは、エクセルで管理をしまして、所属や職員ごとにアクセス制限をして、エクセルのシートを限られた人間が共有するという取扱いになっております。
委員	そもそもこのシステムというのは、エクセルで共有するというものですか。独特の入力システムを立ち上げるという話ではなく、紙媒体でしていたものをエクセルで管理するというものですか。
情報政策課長	難病等患者支援システムはエクセルで、母子保健システムは専用のパッケージソフトで、単なるエクセルではなくシステムになっております。
委員	分かりました。
会長	保留していたネットワークの関係について、回答いただけますか。
情報システム担当課長	先ほどのネットワークの関係ですが、住民情報系の基幹系のネットワークシステムに接続する予定です。
情報政策課長	今、総務省で進めているネットワークの強じん化というのがありまして、今後は、いわゆる、インターネット系とLG-WAN系と基幹系の3つに切り分ける予定になっております。この母子保健システムが導入される時期には、そういったネットワークの切り分けが済んでおりますので、そういった意味で外部から接続不可能な、いわゆる基幹系のネットワークに接続されるということで、閉じたシステムになるということです。
委員	そうしますと、基幹系と通常業務用とネットワークは分けるということは、基幹系に関連する諮問第6号、第7号で諮問されている内容の端末は専用であって、ほかのものは使えない。要するに一般のネットワークには接続でき

	ずに基幹系だけに接続できる端末として専用のものを持っているということですか。
情報政策課長	決裁や文書作成などの作業は基幹系でもできますし、インターネット系でもできますが、基幹系はインターネットと外部メールができないシステムになります。
会長	実施機関側、補足説明があったらどうぞ。
保健予防課長	今、情報政策課長からの説明の繰り返しになりますが、各職員がメールやインターネットを利用するときを使う端末とは別のものです。重複してほかの業務ができる部分もありますが、このデータベースを入れるものに関しては、外部へのアクセス機能のない端末に入れるということで、そちらは内部だけで共有するシステムの中に載せさせていただくことを想定しております。
子ども家庭支援担当課長	母子保健システムについても外部とつながったもの、メールやインターネットができるものではなくて、専用のものです。これを行うための専用のパソコンを使用するという予定です。
委員	今問題になっている情報は、基幹系のネットワークの中にあって、各部署ごとにアクセスできるエリアが決まっており、パソコンの中で分けて切り分けて使う。そして、このシステムは、インターネットには、つながっておらず、インターネットやメールができるのは別途設置したものからという解釈でよろしいですか。
情報政策課長	おっしゃるとおりですが、現在はまだスイッチパソコンで外部メール、インターネットにつながっております。今年度中に切り分けをした後にこのシステムは稼働しますので、そういった意味で切り分けをされた後に基幹系の専用ネットワークの中にこれを設置する予定ということです。
委員	そうしますと、完成型になった場合、基幹系につながる端末の数と、外部につながる端末の数を比べたときに、やはり基幹系のほうがメジャーでネットや外部メールにつながる端末というのは、全部の端末数からすれば数は少ないという考え方でよろしいですか。
情報政策課長	そのとおりです。台数はまだ確定しておりませんが、基本的にはインターネットやメールが必要な台数は限られておりますので、量的には基幹系のほうが多くなるということです。
委員	諮問第7号についてです。先ほど来の質問等の中で、5保健センターと子育て支援課の6所で、今まで個別に管理していたものを一元化し効率を図るという説明だったかと思います。杉並区では、今年度から妊娠母子手帳発行時にゆりかご券といったものがサービスとして始まったかと思います。これは私の理解の中では、母子手帳を申請、いわゆる妊娠しましたという届出をしたときに発行になると思うのですが、この場合、所管が違う中で情報管理というのはどのようにされていたのでしょうか。
情報政策課長	それは、ゆりかご券のことでしょうか。
委員	妊娠しましたという届出、母子手帳は保健センターのほうになるかと思うのですが、それを申請した段階でもう券が発行される流れなのかと私は理解

	<p>しているのですが。その場合、保健センターに届け出た情報を、今までは子育て支援課のほうでもそれは共有していたのかどうか。その個人情報の取扱方がどのような形で行っていたのかという質問です。</p>
子ども家庭支援 担当課長	<p>今まで行っているのはゆりかご面接と呼んでおりますが、この事業については、子育て支援課と保健センターの共有の事業ということで、個人情報の登録も共同ということで行っております。</p> <p>面接に関しても保健センターだけではなく、子育て支援課の方でも専門職が面接を行う体制になっておりますので、そのところは面接をして券を渡したということを記録することで共有を図ることができるようになっております。</p>
委員	<p>この内容を見る限りでは、今までは個別に管理と私は読み取ったのですが、そうなるかと一元化する前に、個人情報の取扱方に問題が少しあるのかと私は感じました。その点についてはいかがですか。</p>
子ども家庭支援 担当課長	<p>ゆりかご事業に関しては、昨年の11月の個人情報保護審議会のときに、妊産婦保健指導で電算化をしたということで、ゆりかごの面接に来た方とか、そういう方の情報についてはそれぞれ入力しておりますので、その部分については共有しております。</p>
委員	<p>そのようなことが昨年度あったかと思いますが、この内容を見る限りでは全く個別での管理としか読み取れなかったもので、そのところはきちんと説明等はしていただきたいと思います。以上です。</p>
会長	<p>今の点で事務局から補足説明はありますか。</p>
情報政策課長	<p>この説明の内容に妊産婦保健指導に関する業務は既に電算化済みということで、この中にゆりかご券も含まれているということです。今回はプラス4業務について統合して母子保健システムということで、大きな統合をして全体を電算化したということで更に改善を図るということです。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>諮問第6号の確認をしたいと思います。先ほど確認した紙媒体で管理されていた紙自体は、今後移管された後はどのような扱いになるのか。デジタル化した後の紙管理で、紙がどこかに持ち出されて個人情報が流出してしまう危険性があると思いますが、それはどうやって管理されるのか。</p> <p>あと諮問第7号の方で、こちら紙で管理されていたものをパッケージのソフトでデータベースの中に入れていくということですが、これは規模を見ると結構な件数があるみたいですが、そちらはデータ移管などを行うのか。それとも今後発生した件数について入力をしていくのか、その辺の確認をさせてください。</p>
保健予防課長	<p>難病等の情報については、これまでも決定通知が、都から紙媒体で区のほうに来ておまして、過去のもの、ずっと適切に保管してきました。今回これを電子化するという事で新たな仕組みを導入するわけですが、送られてきた決定通知の紙媒体の扱いについては、これまでと特段変わるところはありませんので、これまでと同様、個人情報の紛失等に十分留意しながら、重要文書として保管していきます。</p>

会長	その場合、保管期限はあるのですか。役所の規定ではどうなっているのですか。
保健サービス課長	御本人が保健センターに持って来られた申請書に関しては1年ということで、台帳に関しては保存期限が3年となっております、その後廃棄という形を取っております。
子ども家庭支援担当課長	諮問第7号について回答いたします。現在、電子データを持っているのは、ゆりかご事業のいわゆる妊産婦のところだけです。これについては新しいシステムに移行して、その後、出産後の支援をしていくということになります。そのほかのものについては、現在データがありませんので、今後このシステムができて運用が開始した後に入力していくということになります。
委員	諮問第6号と諮問第7号を同時に質問していると混乱してしまうので、先に諮問第6号について確認します。紙媒体で管理している決定通知については1年、台帳は3年保存ということですが、電算入力した後のエクセルの中に入っているデータ自体はどうされるのですか。これも1年や3年で削除されるようになるのですか。それとも今後ずっとエクセルのファイルの中に入っていくのですか。
保健予防課長	現在、文書は3年保存となっておりますが、今、非常に制度が変わっているところで、難病法ができてから3か年の経過措置ということで、3年間を通じて制度が動いている真っ最中中です。これからデータベースを作るわけですが、そのときに3年で切ってしまうと、制度が動いた前後のことが少しわかりづらいと考えていますので、重要文書の例に準じて5年程度は保存することになるかと考えております。ただ、実際にはその方の転出入等もありますので、そのところについては今後詳細な規定を作って、きちんと管理運営をしていきたいと考えております。
委員	個人情報の管理は、いつからいつまで管理していくかきちんとやっていかなければいけないものだと思いますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。
会長	それは御意見ですか。
委員	申し訳ありません。意見を言ってしまうました。諮問第7号についても、もともと一部紙媒体で管理されていたものがあったのですよね。これは諮問第6号と同様に紙で管理していたものから既存のものをデータ移行作業が発生するという認識でよろしいのですか。そうなった場合、今まで紙で管理されていた紙媒体自体、データ移管が終わって不要になった紙媒体については、どのように今後管理していくのか確認させてください。
子ども家庭支援担当課長	これまでも妊娠の届出書などの紙媒体がありまして、今後は、この紙媒体でお預かりしたものは全て入力していくということになるわけですが、この紙媒体自体は引き続き保存期間は5年ということで残りますので、入力した後も保存年限の間は保管をして、その後廃棄するという流れになります。
委員	諮問第6号、第7号、その先も続くのですが、セキュリティ対策について3つほどお伺いします。この対策というのは、業務を遂行する主管部が単体で考えたものですか。それが1つです。

	<p>もう 1 つは、せっかくセキュリティ対策ということであらうたっているのであれば、2 番の「パソコンは使用時間外は施錠できる書庫等に」というのは、これは書庫でなくてもいいと、広く曖昧に捉えられるのではないかと。この文書の中で「施錠できる書庫」というのは、書庫の機能であって、うがった言い方をすると、施錠をするかしないかというのはこの文書ではうたっていません。例えば、ここを施錠したとしても、その担当者はその鍵をどうするのか。机の引出しに未施錠のものを入れてしまえば、ここは施錠してもしなくても、第三者が開けられるという可能性は多分にあります。この鍵というのは普通の鍵なのか。鍵の規定の中で重要鍵とか、そういう指定はされているものなのか、その辺をお伺いしたいのです。</p>
情報政策課長	<p>情報セキュリティについては、各課が実施手順ということで、その取扱いについて詳細な規定をして、所管の情報政策課がそれを監査して、内容が適切かどうか判断しております。こちらに書いてあるとおり、施錠できる書庫等ということで、必ず書庫又は自席の机の引出しに施錠できるものがありますので、そういった所に保管をして、もちろん鍵は持ち帰って、他人が勝手に開けられないようにするという形で実施手順を決めていただいて、それを私どもで承認するという形で適切な取扱いを確保しております。</p>
委員	<p>鍵は持ち帰ってということですが、そうすると、施錠した鍵というのは外部に出るのですか。</p>
情報政策課長	<p>書庫の鍵は外部には出しませんので、決められた所に保管することになっております。取りまとめた鍵の保管場所は、お知らせできませんが、適切に管理しています。個人の机の鍵については持ち帰るということです。</p>
委員	<p>分かりました。ただ施錠できる書庫等というのは、施錠しているかどうかというのとは、また違うことです。ダブって言いますが、これはあくまで書庫の機能であって、セキュリティ対策の文言としては、逆にあってもなくてもいいのではないかと。施錠してあるのか、施錠するのか、しないのかということが大切で、その後の施錠した鍵をどうするのか、鍵の規定が区としてあるのかどうか、その辺が非常に大切になるかと思いますが、大きくポイントがずれているような気がするのですが、そこについてお伺いしたいです。</p>
情報政策課長	<p>今御指摘のとおり、ここで施錠されているかどうかということは明確にはされておりませんが、保管するという意味の中には当然施錠して保管ということが含まれております。もちろん詳細に書けば書けるのですが、限られた範囲ですので、こういった簡易な形の表記になっております。</p>
委員	<p>セキュリティ対策の記載については、非常にパターン化されて似通っているわけです。事務局のほうで作られたということであれば、当然そうなるのだらうと思うのですが、例えば中立性の高い第三者的な機関である監査とか、そういったものの意見を十分聞く必要があるのではないかとと思うのですが、いかがですか。</p>
情報政策課長	<p>御指摘の点を踏まえて、再度検討したいと思います。情報セキュリティの所管課が情報政策課ですので、私どもで内部的にまた検討したいと考えております。</p>

委員	分かりました。
会長	だいたい時間も迫ってますので、大変恐縮ですが、質問はこの辺で打ち切らせていただいて、あと御意見を頂戴したいと存じます。なお、質問の過程で電子媒体又は紙の適正な保管について配慮するよという御意見がありました、それ以外の御意見がありましたらどうぞお願いします。ないようですね。それでは今の紙媒体及び電子媒体の保管の問題、保管期限の問題については、今後事務局等で検討していただくことにします。本件は、区長諮問どおり承認することにしたいと存じますが、いかがですか。
	(異議なし)
会長	御異議がなければそのように取扱いをさせていただきます。 次に、報告第 12 号、諮問第 8 号から諮問第 15 号について事務局から説明をお願いします。
諮問第 8 号～第 15 号、報告第 12 号	
情報システム担当課長	諮問第 8 号、諮問第 9 号、諮問第 10 号、諮問第 11 号、諮問第 12 号、諮問第 13 号について説明する。
情報政策課長	諮問第 14 号、諮問第 15 号について説明する。 報告第 12 号について説明する。
会長	範囲が広いので、御質問いただくとき、ページ数をお知らせください。
委員	29 ページの諮問第 8 号から諮問第 10 号については、33 ページの諮問第 11 号から諮問第 13 号と同じなので一括して確認させていただきたいと思えます。新規の外部委託ということですが、コンビニ納付は、既に国民健康保険と住民税で行っています。既に行っている業務と今回の後期高齢者医療保険制度と介護保険のシステムは、同じシステムなのでしょうか。それとも違ったやり方をするのか、その点についてまず教えてください。
国保年金課長	仕組みとしてはほぼ同じですが、今回は LG-WAN 回線を使うというところがちょっと違っている形になります。
委員	住民税や国民健康保険の場合は、どのような回線だったのでしょうか。
国保年金課長	ISDN 回線です。専用回線を使ってやり取りをしています。
委員	はい、了解しました。あと、委託会社というのですか、納付を担当する会社はこれから選定されると思うのですが、大体こういうことをやれる会社は決まってくるのかなと思うのです。今までやっている住民税や国民健康保険の保険料の収納を請け負っている会社になるのか、それとも一般で入札とか募集とかして、また別の会社になる可能性もあるのか、その辺も教えていただければと思います。
介護保険課長	今回につきましては、この審議会でご了承いただくことができれば、公募型プロポーザル方式によって、できれば 9 月ぐらいを目途に選定していきたいと考えております。今、委員がおっしゃったように事業者はそう多くありませんので、数社しか応募してこないかなと考えております
委員	これは既にやられているので、しっかりとセキュリティ対策が図られていると思うのですが、結局、コンビニ事業者に対して、再委託をするということになります。外部委託をすればするほど、実際にその事業をやっている

	<p>る区役所から離れば離れるほど個人情報の漏えいのリスクは高くなっていくというのが私の見解で、一般的なものだと思うのです。こういった全国のコンビニで扱えることになるということで、その情報漏えい対策はどのように考えていらっしゃるのか、改めて確認をさせていただきます。</p>
介護保険課長	<p>委員がおっしゃるように、再委託が広がれば広がるほど情報漏えいリスクが高まるというのはもっともだと思っております。公募型プロポーザルの中でどのように個人情報保護について考えているのかをしっかりと聞き取って、それについて一番効果的なことを考えている事業者を選んでいきたいと考えております。</p>
会長	<p>事業者の選定についてお話しされましたけれども、質問の趣旨は、区として、どういう個人情報保護対策を取っているかということだと思います。</p>
委員	<p>今、会長がおっしゃられたことを改めて確認しようと思っていたのですが、やはりコンビニエンスストアでは、社員の方だったり、アルバイトやパートの方などがレジを打つわけですから。そうした方々に対しても委託をして再委託をする際に、しっかりと個人情報の漏えいの観点というのを伝えられるのかどうなのか、すごく大変なことだと思うのですが、そう簡単にできるのでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>原符の管理とかそうしたものが出来てまいりますので、そういったところはしっかりと施錠をされたもので、保管されるかどうかについても確認していきたいと思っております。</p>
委員	<p>現在、住民税と国民健康保険料で、コンビニ収納を実施しておりますが、そちらはどういった対応をされているのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>現在、会計課と連携しまして、立入検査等も全部ではありませんけれども、適宜実施しているところです。</p>
委員	<p>そうですね。一旦、終わります。ほかの方々もいらっしゃると思うので。</p>
会長	<p>ほかにありますでしょうか。</p>
委員	<p>コンビニ収納についてです。コンビニでは、行政の保険だけでなく、個人で加入している生命保険などの振込みもできます。同じような用紙で、このバーコード以外でお金が振り込まれないような体制にしてあげないと、高齢の方は分かりません。お金を振り込んでくださいと振込用紙を渡されると、振込先が行政ではなくて、何かわからない所へ振り込んでしまうケースが出てくるのではないかとこの心配があります。振込用紙は簡単に作れるので、それに対する対策として、対象でなければ、全部はじかれるようなことであれば、心配がないのではないかとこの気がします。</p>
介護保険課長	<p>今も後期高齢者医療と介護保険料の納付書には、バーコードが付いています。納付する所が、銀行からコンビニに変わるだけなので、高齢者の方が、ほかの私的なものと間違えることはないかなと考えております。</p>
会長	<p>行政から来た振込用紙と同じような形で、バーコードだけ換えたものが高齢者に届いた場合、振り込んでしまうわけですね。システム的にコンビニでやるのであれば、例えば今この保険料を対象にということを目的に振込み</p>

	のお金を持ってきた場合、その振込先がこのバーコードでなければ絶対に入金できない、送金できないというシステムは考えてもらえないだろうかということです。
情報システム担当課長	現在のバーコードですが、検査符合によりまして、検証が自動的に行えるようになっておりまして、読取りの誤りとかそういうのがないような形のシステムにいたしておりますので、委員が御指摘なさるような事態は生じないかと考えております。
委員	言い方が悪いのかもしれませんが。つまり偽造の用紙が高齢者の所に届いたら、その高齢者は区への支払いだと思って、振り込んでしまうと言っているのです。銀行やコンビニで支払おうとした場合、このコード以外のものは使えなくできるようなシステムにならないでしょうかということです。
介護保険課長	バーコード体系ですけれども、流通システム開発センターのほうで指定されたガイドラインがありますので、それしかバーコードは使えないようになっておりますので、それで違うものを払い込むことはないかと考えております。
委員	区が発行したものが手元に届いているということではないのです。尋ねているのは、区が出していない全く同じような用紙でバーコードだけ違うものが届いて、皆さんが信じてそのお金だと思って振り込んだらば全然関係ない所に行ってしまうなんていう形は有り得ないのですかということですか。
開発担当係長	バーコードですけれども、目に見えるもの、見えないものともに印字されております。バーコードのキーに、どういった情報が記載されているかというのは区側と事業者のみしか知り得ません。ですから、偽装された形で納めていただくことはシステム上できない状況になっております。
委員	使えない形になるわけですね。
開発担当係長	そうです。
委員	分かりました、それを確認したかっただけです。
委員	このコンビニ収納という形は、市区町村で選択できる方法なのでしょうか。私が住んでいる自治体では、後期高齢者医療保険料は国民年金からの天引きか、又は金融機関からの引落とし以外は認めないということでしたが、コンビニ収納は、後期高齢者医療保険の法的な観点からは認められた方法の1つなのでしょうか。
国保年金課長	お話のように、年金天引き、又は年金天引きができない方については口座引落としというのは、この後期高齢者の制度では原則です。ただ、金額が大きくて、そういう形でできないような場合については、納付書払いということで、銀行やそういうコンビニで払えるような仕組みを取っております。ただ、銀行に払いに行くとお待ちいただく時間が長かったりする。それからやはり店舗数が限られているようなこともありまして、簡単に近所で払えるということで、コンビニで払えるようなシステムを導入しようと考えたところです。
委員	そうすると、コンビニ収納等も可能であるというのは、自治体が決めればそういう条項は加えて通知はお願いできたわけですか。私自身、後期高齢者ですけれども、そういう断りの条項は1つもなくて二者択一で迫られたもの

	ですから、そういう方法もあるのかなと、今、質問する気になりました。
会長	区独自のものなのですか。
高齢者医療係	はい。区独自のもので、それぞれで決めることになります。今回のようにコンビニ納付をしたいというように決めればそちらのほうでもできることになります。
委員	それは区の行政内部で決めることができる、議会等に諮る必要はないということですか。
開発担当係長	行政それぞれで収納代行を選択することができます。杉並区の場合は今回、後期高齢者と介護保険につきましては、法に基づいて実施をすることを選択いたしまして、その事業者につきましては、いずれ庁内で手続を取りまして、告示の手続を踏まえて実施をして、制度的に実施が可能となる形となります。
会長	規定でそうなっているような説明ですけれども、よろしいですか。
委員	区市町村で選択できるということですね。
開発担当係長	はい。
委員	はい、分かりました。
委員	30、34 ページの外部委託記録票についてです。委託の条件の中で下から 3 番目の「立入調査の実施」というのはどのようなもののでしょうか。
情報政策課長	こちらにつきましては、委託の条件としてこの 10 項目を基本的には入れていただくことになっておりまして、この外部委託をする際は、立入調査が、必要な場合はできるという規定を必ずその契約の中に入れていただきたいということで、規定しております。今回もそれを入れることになっております。
委員	その立入調査というのは、区が委託先に対して行う調査でしょうか。
情報政策課長	そのとおりです。
委員	はい、結構です。
委員	両方の諮問を通じてですけれども、杉並区では第三者機関の情報セキュリティマネジメントシステム認証を取得していると思うのですが、諮問第 8 号から第 10 号については国保年金課、諮問第 11 号から第 13 号については介護保険課それぞれは ISMS 認証を取得している部門になるのでしょうか。
情報政策課長	ISMS の公的な第三者認証につきましては、基本的には区民課を中心とした住基ネットワークの範囲で取得しているもので、区庁舎全体を網羅するものです。
委員	国保年金課と介護保険課は取得していないということですか。
情報政策課長	そのとおりです。
委員	はい、分かりました。
会長	ほかにありますでしょうか。
委員	諮問第 14 号、第 15 号の行方不明者・身元不明者に関する業務について確認をしたいと思います。今までは各近隣の自治体に行方不明の方についての情報を FAX で送っていたということですが、それを今後は都が行っているインターネットのサイトだけれども、自治体しかアクセスできないサイトに、それぞれ各自自治体が情報を登録して、それぞれがそれを見に行くというような感じと認識してよろしいのでしょうか。

高齢者在宅支援課長	委員のおっしゃるとおりです。平成 22 年から FAX で東京都のほうに情報を集めることによって、関係の区、あと必要な自治体にその情報を送ってもらって、行方不明者、身元不明者の確認をするということをしていましたけれども、平成 27 年に、システムを東京都が作成しましたので、インターネットを使って情報のやり取りができる形になりました。
委員	そうすると一般の人たちに対して、この人が行方不明なので捜してくださいというように公にするものではないという認識でよろしいでしょうか。
高齢者在宅支援課長	そのとおりです。行方不明者等について、誰でも見れるようなサイトを設けている自治体もありますが、今回諮問をさせていただいた案件は、関係者のみが確認するシステムでございます。
委員	はい、分かりました。
会長	ほかにありますでしょうか。ないようですので、質問を終わらせていただきます。御意見がありましたらどうぞ。
委員	諮問第 8 号から第 10 号、諮問第 11 号から第 13 号について、後期高齢者医療保険料の納付や介護の納付などについて、コンビニで利用ができるようになることは、利用者にとっては大変利便性が上がるというところでは、承認、賛成となりますが、再委託されて、コンビニの様々な店員さんがそれを目にすることになるので、個人情報取扱というものが大変重要になってくると思います。既存で行っている住民税、国民保険料についても同様ですけれども、再委託業者に対する指導をしっかりと行っていただきたいという意見を述べさせていただきます。諮問第 14 号、第 15 号については、承認、賛成の立場です。特に細かい意見はありません。
会長	ほかに御意見はありますか。よろしいですか。 コンビニ収納については、説明が何となくおぼつかない感じがします。委託業者を適正に選びますというような回答では回答になっていないし、一般区民の方に御理解をいただけないです。区側はしっかりとやっているとは思いますが、コンビニ収納システムはこういう点で区民の基本的な人権を、プライバシーを守っているということを明確に、自信持ってきちんと説明できるように、ふだんから用意しておく必要があると思うのです。そういう点は、この機会に明らかになりましたので、これは別に区長に文書を付けて出す内容ではありませんが、区は、いつでも区民に説明できるようにしておく必要があるのではないかと感じました。このことにつきましては、会議録に載りますから、主管部署もよく理解して業務を進めていただきたいと思えます。それでは、本件につきましては、報告については了承、諮問につきましては、承認するというようにさせていただきます。よろしいと思えます。
諮問第 17 号	
会長	次に、41 ページの諮問第 17 号になります。住民基本台帳ネットワークセキュリティ評価実施内容の事前点検の諮問ですが、既に第 1 回の審議会で報告のあった、平成 28 年度住民基本台帳ネットワーク業務に係るセキュリティ運用計画に基づくものと認識しております。この件について、事務局から補足説明はありますか。

区民課長	<p>前回の審議会で、運用計画について御説明いたしましたが、1点だけ補足をさせていただきます。資料に、総務省の「チェックリストに基づく、自己点検」についての記載がありますが、まだ、総務省はチェックリストの項目を公表しておりません。8月の中旬ぐらいになるのではないかとということで、まだチェックリストの内容の詳細については未定です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。今の説明について、委員から何か御質問はありますか。</p> <p>ないようなので、私から何点か質問をします。本件は、昨年度まで住基ネット監視委員会にて、審議をしていた内容ということで、よろしいですか。</p>
区民課長	<p>そのとおりでございます。</p>
会長	<p>昨年度までは、どのように行われていたのでしょうか。</p>
区民課長	<p>昨年度までは住基ネット監視委員会で、情報セキュリティ等に見識のある学識経験者3名の方を委員として、住基ネットの運用について御審議いただいております。本審議会委員の中では、佐藤委員と新保委員に御参加いただいております。佐藤委員におかれましては、委員長をお願いしております。</p>
会長	<p>審議のために求められる要件というのは何かあるのでしょうか。</p>
区民課長	<p>住基ネットの運用について、情報セキュリティの観点から専門的な知識に基づいて、適正な運用であるか否かを確認していただくことが目的ですので、要件としては住基ネットに理解があつて、かつ情報セキュリティの専門家が望ましいと考えております。</p> <p>なお、今回の諮問につきましては、次回の審議会で答申を頂きたいと考えております。</p>
会長	<p>本諮問については、これまでの経緯を見て、細かくその適正さを確認すべきだと思います。その内容を踏まえて、広く審議会の中で審議することで、よりよい答申が行われると考えられますが、そのためには審議会条例の第7条の2で定める部会を設置して、そこで事前の確認を行う。その結果、次回の審議会で皆さんにお諮りをして、御審議いただき、そして区長へ答申する。そういうような方向になると思います。そのようなところでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>確認をさせてください。今、会長がおっしゃられたとおり、細かいところは部会でやる流れになるということですが、今日のこの事前点検についての諮問は、そのチェックリストで行っていくことや、緊急時対応の訓練を行うこと。あとは職員のアンケートを行うことという、この3つの具体的な内容ではなくて、3つやりますよと、この3点でよろしいですかという諮問ということでしょうか。</p>
区民課長	<p>緊急の招集訓練もやはり内容が大事ですので、その中身について審議会の専門家の方には御審議願いたいと思います。チェックリストも、ひとつひとつの項目について、当区においてなじまないものも過去にありましたので、お願いしたいと思っています。</p>
会長	<p>これは事前点検を審議会に諮問しますよと、そういうことがメインの柱で、</p>

	内容はこんなことをやる予定であると、そういうこととして理解していいですね。
区民課長	はい、そうです。
会長	各項目の是非について、この場で審議するというわけではないですね。
区民課長	今、会長から部会というお話があって、これらの課題について部会で審議して、その結果についてはまた審議会にフィードバックしたいと思っています。
会長	<p>メインはこういう内容について諮りますという趣旨だと思うのですね。これをまた掘り下げて適正であるかどうか御論議いただいたら 1 日あっても足りないかもしれませんので、そういうことで御理解いただきます。</p> <p>では、本諮問については部会にて事前審議をして、その結果に基づいて次回審議会でも答申をすることとします。部会のメンバーですが、こちらは条例によれば会長が指名することになっております。セキュリティは継続的一貫性のある取組が必要ですので、これまでの監視委員長であった佐藤委員を部会長に指名させていただき、新保委員にも部会委員として引き続きお願いしたいと存じます。また監視委員は 3 名ということになっていきますので、もう 1 名の選任ですが、会長の私も長い間、情報システムに関係しておりましたので、参加させていただいて、進めさせていただくようにしてはどうかと思っております。事務局、私が部会に入ることについて、審議会でも承認を得る必要がありますか。</p>
情報政策課長	条例に基づき、会長が御指名いただくということになっていまして、会長の御意思によって決定ということですのでよろしいと思えます。
会長	<p>では、以上 3 名を監視運用部会委員とすることをお願いしたいと思います。事務局は部会長と調整して、部会を開催するようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいま御審議いただきました諮問事項について、ここで答申をしたいと思えます。これから事務局が答申案文をお配りいたしますので、内容を御確認いただきたいと思えます。</p>
	(答申案文配布)
会長	この内容でよろしいでしょうか。よろしければ、答申文を情報・法務担当部長にお渡しいたします。
	(異議なし)
会長	はい。それではお渡しします。
	(答申文手交)
会長	次に一般報告について、主管課から説明をお願いします。
一般報告	
区民課長	<p>公民権停止手続の誤りによる選挙のお知らせの通知漏れがございました。国民の人権に関わる重大な過ちを犯してしまいまして、誠に申し訳ありませんでした。それでは、概要を御説明いたします。区民課の戸籍係では、犯罪人名簿の調整事務を行っています。この事務は東京地方検察庁から、裁判で実刑が確定されますと、その者について刑の内容が既決犯罪通知書として本籍地の自治体に送付されてきます。そして、本籍地の自治体では、その者の</p>

	<p>住所地選挙管理委員会に選挙権を停止するための通知を送付します。この事務について、昨年平成 27 年 10 月に選挙権を停止すべきものを同姓同名の別人と間違えて、誤った自治体の選挙管理委員会に送付してしまったものです。区の対応としては、6 月 23 日、この日に相手方の選挙管理委員会から杉並区が通知した公民権停止通知の名宛人が別人ではないかとの連絡が入りました。6 月 24 日に調査の結果、名宛人が同姓同名の別人であることが分かりましたので、公民権を回復するための措置を取りました。公民権は 6 月 25 日に回復されております。間違えた公民権を停止してしまった方へは、6 月 24 日に謝罪し、その上でこの事実についてプレスリリースを行いました。再発防止策としては、これまでの戸籍の犯罪人名簿に関する事務は戸籍係長が 1 人で担っていたのを、主査と課長がチェックする方向に改めて、あと区民課全体の職員に対しても、この事故を教訓とすべく複数人によるチェック体制など、管理を徹底するようにいたしました。説明は以上です。</p>
会長	<p>今の説明について何か御質問はありますか。</p>
委員	<p>質問です。このチェックが、今何って 1 人で確認をされていたということですが、実際にこの通知書に基づく通知を行うべく対象となる公民権の停止対象者というのは人数的な問題として人数がこの場でお答えいただけるかどうか分かりませんが、1 人で事実上処理ができる人数であったのかどうかということについてはお伺いしたいと思います。</p>
区民課長	<p>例年、東京地方検察庁からこの通知書が送られてくるのが年間で 450 件ぐらいあります。犯罪人名簿という高度な個人情報を扱うため、どうしても漏らしては、いけないというようなことで、歴代係長が 1 人で担ってきたというのが実態でした。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
委員	<p>大変重大なことだと思いますし、事前に情報も御連絡も頂いて、そのときも少し確認させていただいたのですが、まず、その同様な事例が発生していないかどうかということがあると思うのです。その辺の確認はもうされているのでしょうか。</p>
区民課長	<p>真っ先に行わせていただきました。本件以外にそのような誤りはありませんでした。</p>
委員	<p>本来、同姓同名、要するに名前だけでマッチングを手作業でやっていたということが問題だったと思うのです。今後は名前だけではなくて、他の情報も含めて確認をするような手続になっていると思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。</p>
区民課長	<p>確かにの今回のケースも同姓同名ですけれども、本籍地と通常は生年月日で確認はできるのです。ただ、ヒューマンエラーと言いますか、どうしても間違えてしまったのかというのが、やはりなかなか説明が付きづらいところもあるのですけれども、きちんと見ればこんな間違いは起こらなかったと思います。</p>
委員	<p>その名前だけではなくて、他の部分でもきちんと確認するというマニュアルの確立と徹底。後はやはり 1 人でやっていたらそれは気付かないという</p>

	<p>ここで、今回再発防止としてダブルチェック、複数人でのチェックを行っていくということで、しっかりとその体制を整えていただきたいと思います。また、この公民権停止の通知以外で、こういう基本的な人権、権利に関わる重大な部分でそういう 1 人で行っていて、複数人のチェックがされていないような業務はまだもしかしたらあるのかもしれませんが。そういった業務、全業務を見直すというのはすごく大変かもしれませんが、そういう観点でも全庁舎的に意識を持ってアナウンスをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
区民課長	<p>区民課の中では当然させていただきました。この教訓を基に全庁的な改善策というか、間違いの起こらない事務執行の執り方というか、その辺のところをまた課題提起していきたいと思えます。</p>
委員	<p>今の件に関して。これまで従来 1 人で確認していたことが背景としてあると先ほど御説明があったとおりですが、重大な個人情報に基づくものである。できるだけ関与する人員を少なくしたいという考え方があったと思えますけれども、その辺に対する考え方と、今度はそのチェック漏れで複数による管理ということと、これからどうバランスを取っていくのでしょうか。</p>
区民課長	<p>この事務の主体を担うのは戸籍係長ですが、戸籍係長の下に主査がおります。本来的には規則上は主査と 2 人でできることになっているのですが、加えて課長が必ず決裁をするような形で、今事務を変えて実際に行っております。</p>
委員	<p>先ほどの説明で、同姓同名、あと生年月日等をしっかり見たかどうか分からないというような回答で、私は受け取めたのですけれども、そこはきちんとどういう状態で、何をどうしてそういう事態が起こったかという、明確な検証はすべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p>
区民課長	<p>確かに端末で確認いたしますと、そのときにやはり本人もどうしてそのとき、同姓同名がいるということは普通以上に注意を払わなければいけないと、そういう意識が働くのですが、ただそのときいろいろなことも重なっていたかもしれないのですけれども、ちょっと説明が付かないような大きな間違いをしてしまったということです。</p>
委員	<p>非常に大きな誤りだと思いますので、そういった検証等についてはきちんと説明は頂きたいと思えます。以上です。</p>
委員	<p>本来、公民権を停止すべき方については、公民権は停止されなかったということになるのですか。</p>
区民課長	<p>公民権を停止すべき方については、6月23日に即端末上で、効力というかそれを消去して、ただその方は収監中ですので、謝罪とかそういうのもできませんでした。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>他にありませんでしょうか。なければ、本報告については了承ということにいたしたいと存じます。</p> <p>これで本日の議題は終了いたしました。事務局から何かありますか。</p>
情報政策課長	<p>次回の審議会ですが、平成 28 年 11 月 8 日火曜日、午後 2 時からを予定し</p>

	<p>ています。場所は中棟 6 階の第 4 会議室の予定です。どうぞよろしくお願いいたします。また、前回の会議録の確定版、発言委員のお名前の記載のない会議録をこれから配布させていただきます。</p> <p>なお、冒頭にお伝えしたとおり、審議会終了後、当審議会の所掌事務の概要について 30 分程度御説明をさせていただきますので、新任の委員の方でお時間の都合のつく方におかれましては、この場にお残りいただいて御参加くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。</p>
委員	<p>次回の開催の日時については、口頭だと間違えなどがありますので、資料等を郵送していただく際に、書いてもらったほうがいいかなと思うのですが。</p>
会長	<p>もし書けるようだったら事務局で検討いただいて。</p>
情報政策課長	<p>直前にならないと決まらない場合がございます、印刷に間に合わない場合もありますが、基本的にはそういう形で検討させていただいて、記載の方向で進めさせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、本審議会を終了させていただきます。本日は御協力ありがとうございました。</p>